

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、国道 3 号 大窪地区電線共同溝 P F I 事業を特定事業として選定したので、PFI 法第 11 条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

令和 6 年 9 月 24 日

九州地方整備局長 森田 康夫

特定事業（国道３号 大窪地区電線共同溝PFI事業）の選定について

1. 事業概要

本事業は、電線共同溝（管路部、特殊部、連系・引込部）、道路、道路附属物（以下「本施設」という。）の設計及び工事、並びに電線共同溝（管路部、特殊部等）（以下「維持管理対象施設」という。）の維持管理をPFI法に基づき実施するものである。

選定された民間事業者は、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として、本事業の遂行のみを目的とした会社(以下「事業者」という。)を設立し、PFI事業を実施することを基本としている。

(1) 事業の名称

国道３号 大窪地区電線共同溝PFI事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称

一般国道３号

(3) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 （「国土交通省設置法（平成11年法律第100号）」第31条第1項に基づき国土交通大臣の事務を分掌する者 九州地方整備局長 森田 康夫）

(4) 事業の目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

(5) 事業対象区域の概要

- ① 所在地
熊本県熊本市北区大窪～同市北区高平
- ② 事業対象
一般国道３号
- ③ 延長
約2.4km（道路延長：約1.2 km）

(6) 特定事業の業務内容

特定事業として民間事業者が実施する業務は、次の①～⑤に掲げるものとし、各業務の詳細については入札公告時に示す。

① 設計業務

- (ア) 事前調査業務（現地踏査、試掘調査、必要に応じて現況測量）
- (イ) 詳細設計修正業務
- (ウ) 設計業務に係る調整業務（入線業者等との協議など）
- (エ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 工事業務

- (ア) 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
- (イ) 工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備）
- (ウ) 工事業務に係る調整業務（隣接店舗等との出入口調整など）
- (エ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③ 工事監理業務

④ 所有権移転業務

- (ア) 台帳作成業務
- (イ) 本施設の所有権移転業務

⑤ 維持管理業務

- (ア) 点検・補修業務
- (イ) 台帳管理・修正業務
- (ウ) 維持管理業務に係る調整業務（入線業者等との施設の点検・補修・抜柱・入線等に係る調整など）
- (エ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(7) 事業方式及び権利関係

本事業は、以下に示す事業方式（BTO（Build－Transfer－Operate）方式）で実施する。事業者は、事業対象地区において、本施設の設計及び工事等の業務を行い、整備完了後に本施設の所有権を国に移転する。その後、事業者は、事業期間が終了するまで、維持管理対象施設の維持管理業務を行うこととする。

なお、既存の占有者が所有する管路・マンホール（電力、通信）等の既存施設（以下「既存ストック」という。）を活用する提案が選定された場合、国は、当該既存ストックの所有権について、工事業務の着手までに占有者から所有権を取得する予定である。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、九州地方整備局と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和 28 年 3 月 31 日までの約 21 年間を予定する。

(9) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

事業契約の締結 令和 7 年 3 月頃

本施設の完成・引渡し 令和 16 年 3 月末（整備業務期間：9 年間※1）

事業完了 令和 28 年 3 月 31 日（維持管理期間：12 年間※2）

※1 整備業務期間について、第一次審査資料を提出した民間事業者による工期短縮

の提案を可能とする。

※2 ※1 の工期短縮の提案により、整備期間が短縮された場合においても、維持管理期間は 12 年間とし、事業完了時期を早めるものとする。

(10) 選定事業者に対する支払い

本事業における事業者への支払いは以下のとおりである。

なお、本施設の工期短縮に基づく早期完成・引渡しに伴い、維持管理業務開始日が令和 16 年 4 月 1 日以前となった場合には、予算措置が行われることを条件として、下記ア、イの対価に関する支払時期の見直しを検討するものとする。

ア 設計及び工事業務等に係る対価

九州地方整備局は、本施設の設計、工事、工事監理、所有権移転業務に係る対価について、国への所有権移転後、令和 16 年度から令和 27 年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。

イ 維持管理業務に係る対価

九州地方整備局は、維持管理対象施設の維持管理業務に係る対価について、国への所有権移転後、令和 16 年度から令和 27 年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。

なお、電線共同溝を電線の入線等で利用する利用者の道路占用料については、九州地方整備局が収受し事業者の収入とはしない。

2. PFI 事業として実施することの客観的評価

(1) コスト算出による定量的評価

本事業について、九州地方整備局が直接事業を実施する場合と PFI 事業で実施する場合の公共負担額の比較を行うに当たって、その前提条件を「別紙 定量的評価の根拠」のとおり設定した。なお、これらの前提条件は九州地方整備局が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。

上記の前提条件のもとで、九州地方整備局が直接事業を実施する場合と PFI 事業で実施する場合の公共負担額を比較すると、PFI 事業で実施する場合は、九州地方整備局が直接事業を実施する場合に比べて、現在価値換算後、約 2.1%の VFM (Value For Money) が見込まれる結果となった。

(2) PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業を PFI 事業として実施する場合の主な定性的効果として以下が挙げられる。

① 各種工事の工程を最適化

- ・ 複数の業務及び工事と各段階での調整業務を一括発注することにより、効率的かつ効果的な事業計画調整が期待できる。
- ・ 事業全体の様々なリスクを考慮した、最適な施工計画によって事業全体の工期短縮が期待できる。

② 調査精度の高い詳細設計で手戻りを最小化

- ・ 管理まで見据えたフロントローディングにより、調査設計段階において精密に現況埋設

物等を把握し、効率的な支障物移設設計が期待できる。

- ・ 不測の事態にも効率的に対応し、施工段階の工期遅延を抑制することが期待できる。

③ 早期の合意形成を行い、円滑に事業を推進

- ・ 調査設計段階から施工段階、維持管理までの関係機関協議や地元調整等をワンストップ体制で行うことで、管路埋設の同時施工や早期の地元合意形成が図られ工期短縮に帰結。
- ・ 継続的な情報共有と監理体制保持により、切れ目なく円滑な事業の推進が期待できる。

④ まちづくりへの貢献

上記①～③の効果により、早期整備が期待されることから、沿道の良好な景観の形成、並びに電柱の倒壊防止及び緊急輸送路の確保などによる災害防止効果の早期発現等、地域のまちづくりに貢献するが期待できる。

⑤ 民間資金等の活用による財政負担の平準化

本事業を PFI 事業として実施することで、施設整備及び維持管理などに要する費用を、サービスの対価として毎年定額支払うことから、財政支出を平準化することが可能となる。

⑥ リスク分担の明確化による安定した事業実施

発生が想定されるリスクについて九州地方整備局と事業者間の責任分担を明確化し、マネジメントにノウハウがある事業者に最大限の努力が可能な範囲でリスクを移転することにより、リスク管理の最適化が図られ、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となるとともに、リスクの顕在化の予防に資することが想定され、事業目的の円滑な遂行や安定した無電柱化の実施が期待できる。

(3) 総合的評価

以上のことから、本事業は、PFI 事業として実施することにより、定量的評価および定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。このため、本事業を PFI 法第 7 条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。

別紙 定量的評価の根拠

1. PSC と PFI-LCC と VFM の値		
項目	値	公表しない場合はその理由
①PSC（現在価値ベース）	（非公表）	・ その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため
②PFI-LCC（現在価値ベース）	（非公表）	
③VFM（金額）	（非公表）	
④VFM（割合）	3.9%	

2. VFM 検討の前提条件		
項目	値	算出根拠 （公表しない場合はその理由）
①割引率	1.4%	・ 「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」を踏まえ、1.4%に設定した。
②物価上昇率	—	・ 物価変動の影響は物価変動リスクの調整により行い、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。

3. 事業費などの算出方法			
項目	PSC の費用の項目	PFI-LCC の費用の項目	算出根拠
①施設整備にかかる費用の算出方法（このうち資金調達に係る費用は③参照のこと。）	・ 調査・設計費 ・ 工事費 ・ 工事監理費 ・ 所有権移転費 ・ 調整業務費（設計段階・工事段階） ・ 間接費	・ 調査・設計費 ・ 工事費 ・ 工事監理費 ・ 所有権移転費 ・ 調整業務費（設計段階・工事段階） ・ 事業者の開業に伴う費用 ・ 引渡日までの事業者の運営費 ・ 融資組成に伴う費用 ・ 建中金利	・ PSC の各経費については、事業実績を基に、従来発注の落札比率を参考とし、算定した。 ・ PFI-LCC の各経費については、一括発注による効果を考慮して算出した。
②維持管理にかかる費用の算出方法	・ 点検費 ・ 台帳管理・修正費 ・ 調整業務費（維持管理段階）	・ 点検費 ・ 台帳管理・修正費 ・ 調整業務費（維持管理段階）	・ PSC の各経費については、事業実績を基に、従来発注の落札比率を参考とし、算定した。 ・ PFI-LCC の各経費については、PSC と同等に算定した。
③資金調達にかかる費用の算出方法		・ 施設整備期間終了後に借り換える長期借入による発生金利分を割賦手数料として計上	・ 資金調達条件については、過去のPFI 事業の実績等を参考に、近時の金融市況を元に設定した。
④その他の費用		・ PFI 事業実施に係る公共側の費用 ・ 引渡日以降の事業者の運営費 ・ 事業者の税引前利益	・ PFI-LCC は、事業者の運営費等を計上した。